

# 中山間地域等直接支払制度をめぐる事情

令和5年12月

農林水産省

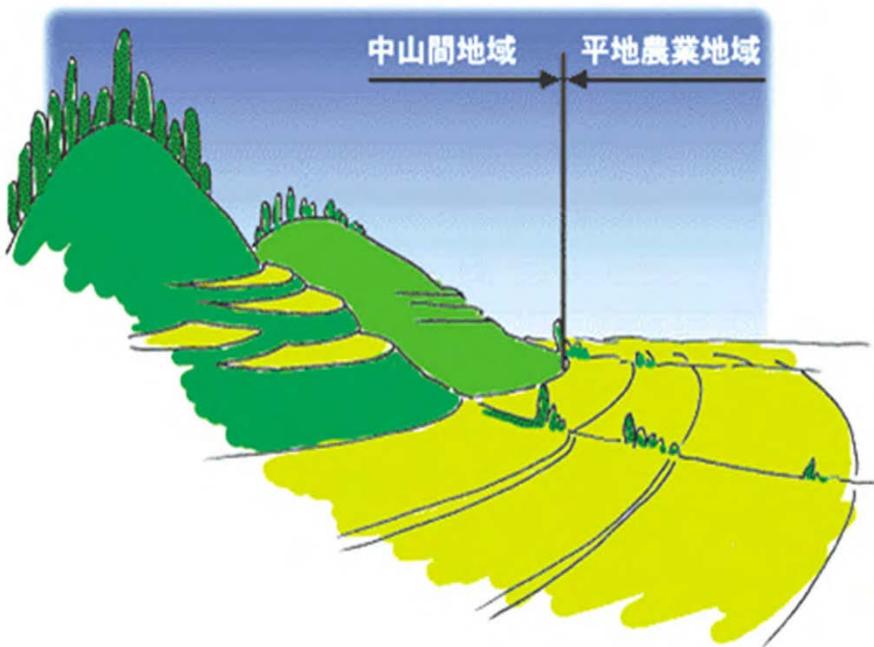


# I 中山間地域等直接支払制度の概要

# 1 中山間地域とは

- 山間地及びその周辺の「中山間地域」は、国土の骨格部分に位置している地域。
- 中山間地域の人口は約1割に過ぎないものの、農業産出額と耕地面積のそれぞれ約4割を占めるなど、我が国農業・農村の中で重要な役割。

## 1 中山間地域とは



中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%~80%で、耕地は傾斜地が多い旧市区町村
山間農業地域	林野率が80%以上、かつ、耕地率が10%未満の旧市区町村

参考：農林統計に用いる農業地域類型（要約）

## 2 中山間地域の主要指標（令和2年）

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)		割合 (B/A)	
		中間地域	山間地域		
①人口（R2）	1億2,615万人	1,336万人	1,017万人	319万人	11%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	1,349万ha	1,063万ha	64%
③耕地面積	437万ha	167万ha	126万ha	41万ha	38%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	925万ha	919万ha	75%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	55万戸	23万戸	45%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	32万戸	12万戸	43%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	2兆7,197億円	8,659億円	40%
⑧畜産除く	5兆7,279億円	1兆8,974億円	1兆4,736億円	4,237億円	33%
⑨農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	4万8千集落	2万7千集落	54%
⑩第1次産業 就業者数 (R2)	196万人 〔第1次産業 = 3% 全産業〕	74万人 〔第1次産業 = 11% 全産業〕	55万人 〔第1次産業 = 11% 全産業〕	20万人 〔第1次産業 = 13% 全産業〕	38%

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」

（②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑨農業集落数）

農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」（③耕地面積）

農林水産省「令和2年生産農業所得統計」（⑦農業産出額）

総務省「令和2年国勢調査」（①人口、⑩第1次産業就業者数）

注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。

注2 ③耕地面積、⑦農業産出額の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。

注3 ①人口、⑩第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。

注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。

## 2 制度創設時の概要（平成12年度）

- 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、適切な農業生産活動を継続することにより、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保することを目的とするもの。
- 制度について、広く国民の理解を得るとともに、国際的に通用するWTO農業協定上「緑」の政策として実施。

### 対象地域

➢ 地域振興立法8法指定地域

（自然的・経済的・社会的条件の不利な地域）

※このほか、知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（特認地域）も対象。

### 対象農用地

農業生産条件の不利な農振地域内にある「一団の農用地」

➢ 急傾斜農用地

（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15度以上）

➢ 自然条件により小区画・不整形な田

（大多数が30a未満で平均20a以下）

➢ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地

※1：市町村長が特に必要と認めるもの（緩傾斜、高齢化率・耕作放棄率が高い農地）

2：知事が認める基準に該当する農用地（特認基準）

### 対象者及び対象行為

締結した集落協定等に基づき、対象農用地において5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

【交付単価（田 急傾斜 10a当たり単価）】

規模拡大加算 1,500円

- 担い手が条件不利農地を引き受けて、規模拡大する場合に加算

加算部分

交付単価 21,000円

【交付単価の考え方等】

- 平場と中山間地域の生産費格差の8割を補正

#### ▼個人配分

- ・考え方：農業者を直接的に支援するもので、耕作放棄の原因となる生産条件の不利性を補正するとの考え

#### ▼共同取組活動

- ・考え方：集団的な農業活動が耕作放棄の防止に有効との考え
- ・用途：農用地、農道、水路の維持・管理、共同利用機械の購入等に活用
- ・活動内容：農用地、農道、水路等の維持・管理、多面的機能増進の活動、集落マスタープランの作成

※市町村は、交付金の1/2以上を概ね共同取組活動に充てるよう指導

基礎部分

### 3 第5期対策の概要

- 平成27年から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者団体等による中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業と位置付け。
- 制度の対象地域、対象農用地、対象者、対象行為、交付の考え方（基礎部分）は、基本的に制度創設時と同様。
- 加算措置は、第4期対策の最終評価における人口減少や高齢化による担い手不足の解消、集落機能の弱体化等の課題を踏まえ見直し。

#### 加算措置見直しの背景と内容

##### ① 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

- ⇒ 超急傾斜農地等の保全
  - ・超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全・管理への支援

##### ② 棚田地域振興活動加算（新規）

- ⇒ 棚田法の認定活動計画に基づく、棚田の保全と振興への対応
  - ・棚田地域の振興を図る活動への支援

##### ③ 集落協定広域化加算（拡充）

- ⇒ 担い手や集落活動のリーダー等の人材不足への対応
  - ・広域で集落協定を締結し、集落維持に向けた活動への支援

##### ④ 集落機能強化加算（新設）

- ⇒ 集落機能の弱体化への対応
  - ・買い物支援や高齢者世帯への声掛けなど、集落機能を強化する活動への支援

##### ⑤ 生産性向上加算（新設）

- ⇒ 農作業の省力化や農業収入減少への対応
  - ・農作業の省力化や農産物のブランド化などの活動への支援

参考【第4期対策最終評価で出された課題】

- ア 担い手や集落活動のリーダー等の人材不足
- イ 農村協働力（集落機能）の低下
- ウ 営農に当たって、農作業の省力化や農業収入の減少
- エ 事務負担や交付金返還措置への不安

【交付単価（田 急傾斜 10a当たり単価）】

加算部分	・作業の省力化	⑤ 生産性向上加算	3,000円（上限200万円）
	・集落維持	④ 集落機能強化加算	3,000円（上限200万円）
	・協定の統合	③ 集落協定広域化加算	3,000円（上限200万円）
	・農地の保全	② 棚田地域振興活動加算	10,000円（急傾斜） 14,000円（超急傾斜）
		① 超急傾斜農地保全管理加算	6,000円

交付単価 21,000円

【交付単価の考え方等】

- 交付単価や個人配分、共同取組活動活動の考え方については、基本的に制度創設当初と同様
- ▼ 基礎単価（交付単価の8割を交付）
  - ・基礎的な活動（第1期対策の活動内容）を行う場合に交付
- ▼ 体制整備単価（交付単価の10割を交付）
  - ・基礎的な活動に加えて、より前向きな活動（集落戦略の作成）を行う場合に交付

※交付金の使途は、協定参加者の合意で決定

## ○ 施策の基本的方向

### 1 直接支払導入の必要性

高齢化が進行する中、農業生産条件が不利な地域があることから、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するという観点から、既存の政策との整合性を図りつつ、直接支払いを実施する。

### 2 基本的考え方

- ① 導入の必要性、制度の仕組みについて広く国民の理解を得るとともに、WTO農業協定上「緑」の政策とすることが必要。
- ② 明確かつ客観的基準の下に透明性を確保しながら実施することが必要。
- ③ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施することが必要。
- ④ 制度導入後も、中立的な第三者機関による実施状況の点検、政策効果の評価、基準の見直し等が必要。

## ○ 具体的検討

### 1 対象地域及び対象農地

対象地域は、特定農山村法等の指定地域とし、対象農地は、このうち傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念の大きい農用地区域内の一団の農地とし、指定は、国が示す基準に基づき市町村長が行う。

### 2 対象行為

対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第3セクターや認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等とする。

### 3 対象者

対象者は、協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等とする。

### 4 単価

単価は、中山間地域等と平地地域との生産条件の格差の範囲内で設定する。

### 5 地方公共団体の役割

国と地方公共団体とが共同で、緊密な連携の下で直接支払いを実施する。

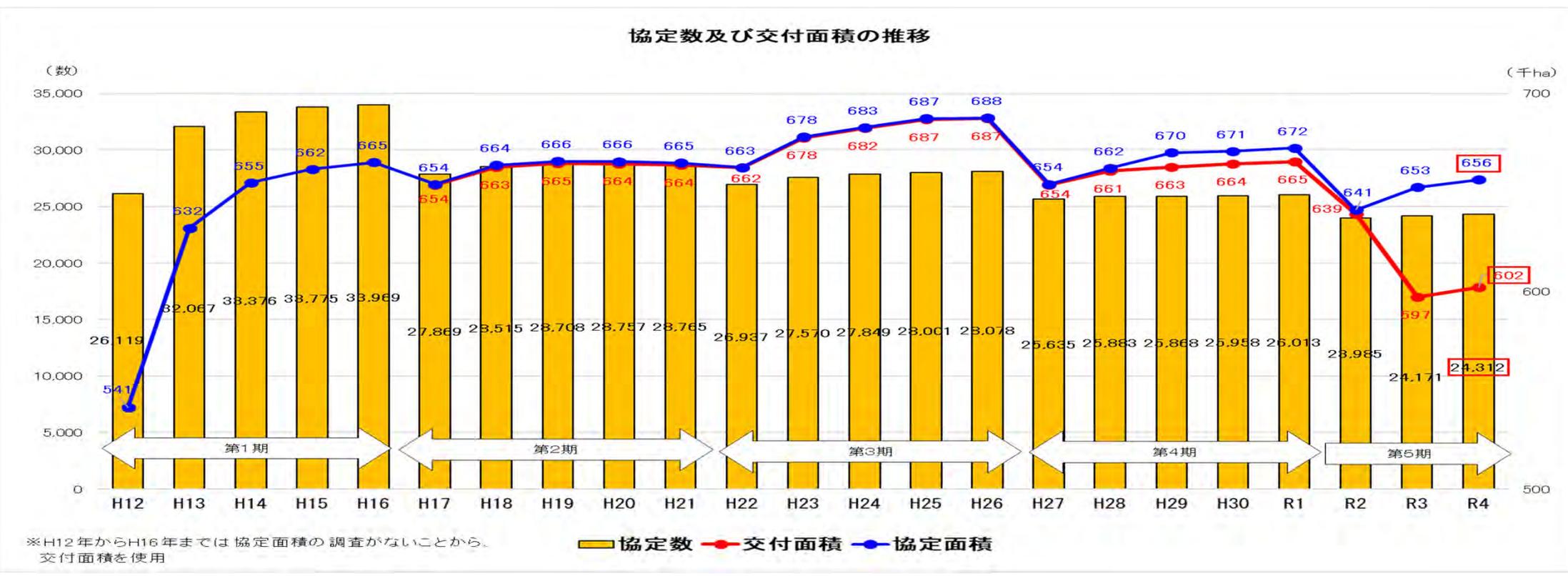
### 6 期間

農業収益の向上等により、対象地域での農業生産活動等の継続が可能であると認められるまで実施する。

## Ⅱ 実施状況の推移と令和4年度の状況

# 1 中山間地域等直接支払制度の実施状況の推移

- 協定数は、第1期対策最終年度のH16年度の3万4千協定をピークに減少傾向にあり、第5期対策の3年度目となるR4年度には2万4千協定となっている。
- 協定面積は、第3期対策最終年度となるH26年度の68万8千haをピークに減少傾向にあり、R4年度には65万6千haとなっている。
- 交付面積は、R3年度は所得超過者の中核的リーダーの人数等を明確化したことで交付対象者が減少し、それにもない交付面積も減少したものの、R4年度はやや増加し60万2千haとなっている。



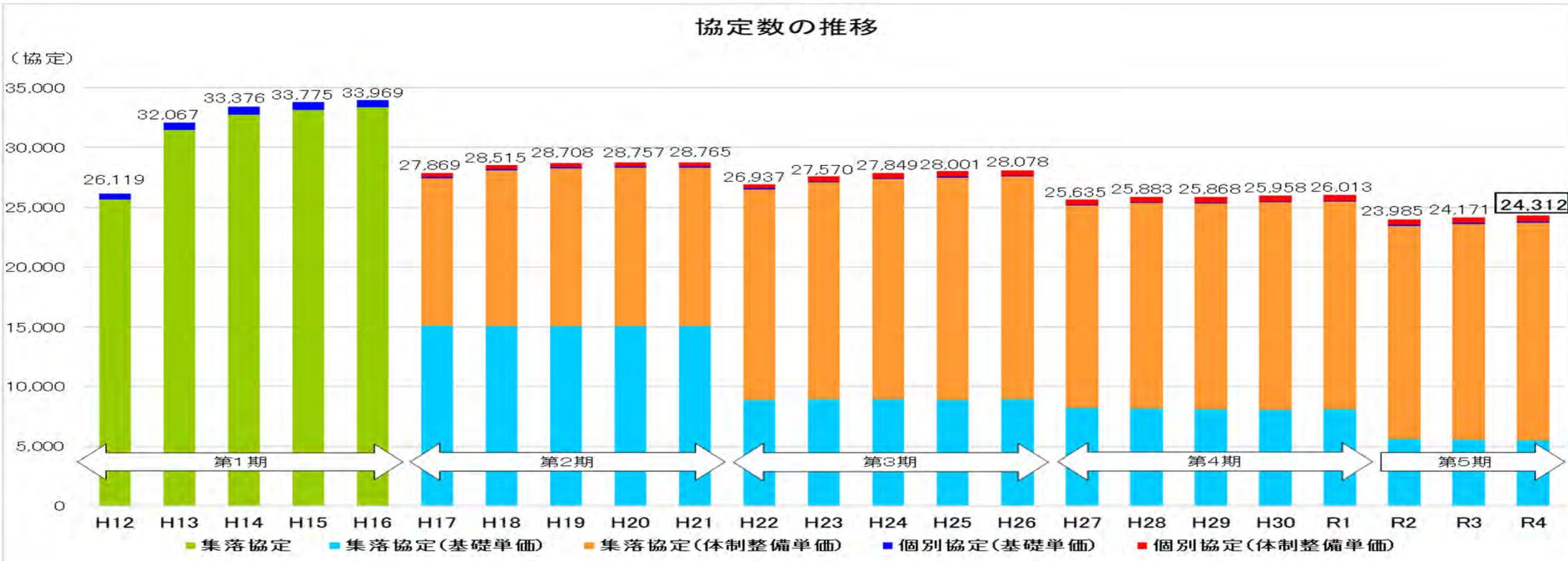
※H12年からH16年までは協定面積の調査がないことから、交付面積を使用

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期			
協定数	26,119	32,067	33,376	33,775	33,969	27,869	28,515	28,708	28,757	28,765	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078	25,635	25,883	25,868	25,958	26,013	23,985	24,171	24,312	
協定面積						654	664	666	666	665	663	678	683	687	688	654	662	670	671	672	641	653	656	
交付面積	541	632	655	662	665	654	663	665	664	664	662	678	682	687	687	654	661	663	664	665	639	639	597	602

協定面積：協定が活動する対象農用地の面積

## 2 協定数の推移

- 集落協定数は、第2期対策に農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合に、10割単価（以下「体制整備単価」という。）を交付する見直しをしたことを契機に減少し、その後も協定の統合、高齢化による廃止により減少傾向にあり、R4年度は2万4千協定となっている。
- 個別協定については、第2期対策から徐々に増加し、R4年度は第2期対策以降最高の596協定となっている。



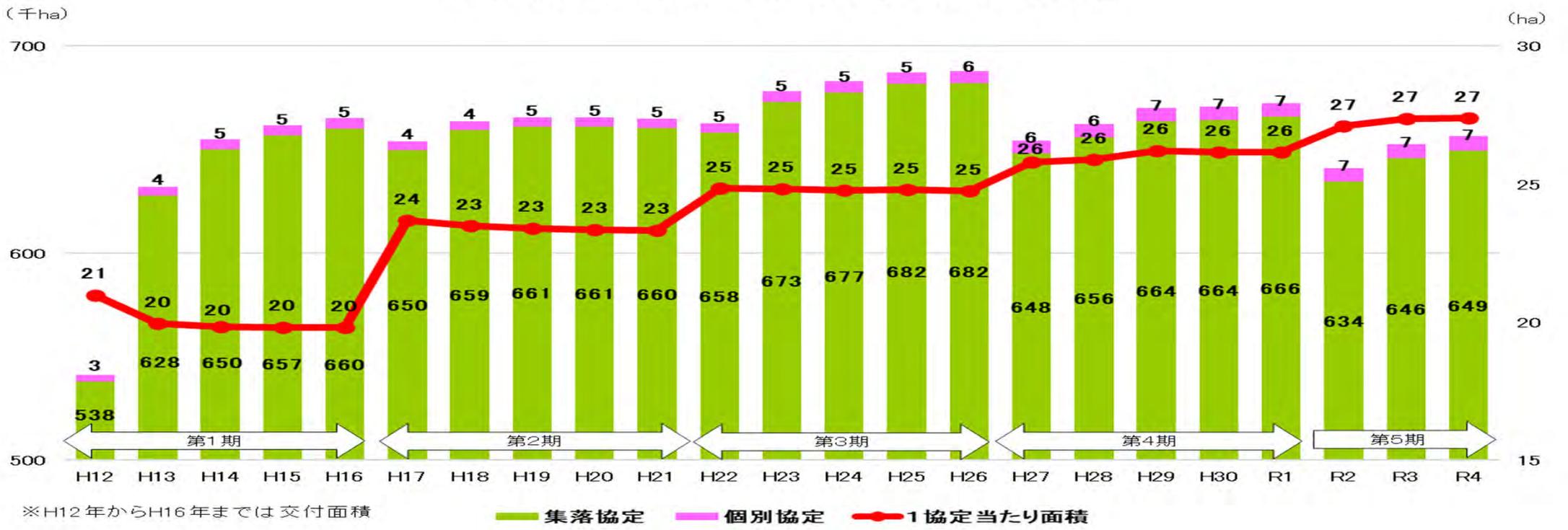
協定数の推移

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期		
計	26,119	32,067	33,376	33,775	33,969	27,869	28,515	28,708	28,757	28,765	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078	25,635	25,883	25,868	25,958	26,013	23,985	24,171	24,312
集落協定	25,621	31,462	32,747	33,137	33,331	27,435	28,073	28,253	28,299	28,309	26,490	27,094	27,352	27,499	27,570	25,123	25,350	25,320	25,405	25,454	23,421	23,592	23,716
基礎単価						15,103	15,074	15,047	15,048	15,082	8,839	8,898	8,887	8,878	8,884	8,166	8,141	8,059	8,040	8,057	5,560	5,518	5,467
体制整備単価						12,332	12,999	13,206	13,251	13,227	17,651	18,196	18,465	18,621	18,686	16,957	17,209	17,261	17,365	17,397	17,861	18,074	18,249
個別協定	498	605	629	638	638	434	442	455	458	456	447	476	497	502	508	512	533	548	553	559	564	579	596
基礎単価						90	92	91	95	94	68	71	74	75	73	78	76	74	72	74	100	90	92
体制整備単価						344	350	364	363	362	379	405	423	427	435	434	457	474	481	485	464	489	504

### 3 協定面積及び1集落協定当たりの協定面積の推移

- 協定が活動する対象農用地の面積である協定面積については、
- H26年度の68万8千haをピークとして減少傾向にあり、R4年度は65万6千haとなっている。
  - 1集落協定当たりの協定面積は、増加傾向にあり、R4年度は前年同様の27haとなっている。

協定面積及び1集落協定当たりの協定面積の推移



協定面積及び1集落協定当たり協定面積の推移

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期		
協定面積(千ha)	541	632	655	662	665	654	664	666	666	665	663	678	683	687	688	654	662	670	671	672	641	653	656
集落協定	538	628	650	657	660	650	659	661	661	660	658	673	677	682	682	648	656	664	664	666	634	646	649
個別協定	3	4	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	7	7	7
1協定当たり(ha)	21	20	20	20	20	23	23	23	23	23	25	25	25	25	24	26	26	26	26	26	27	27	27

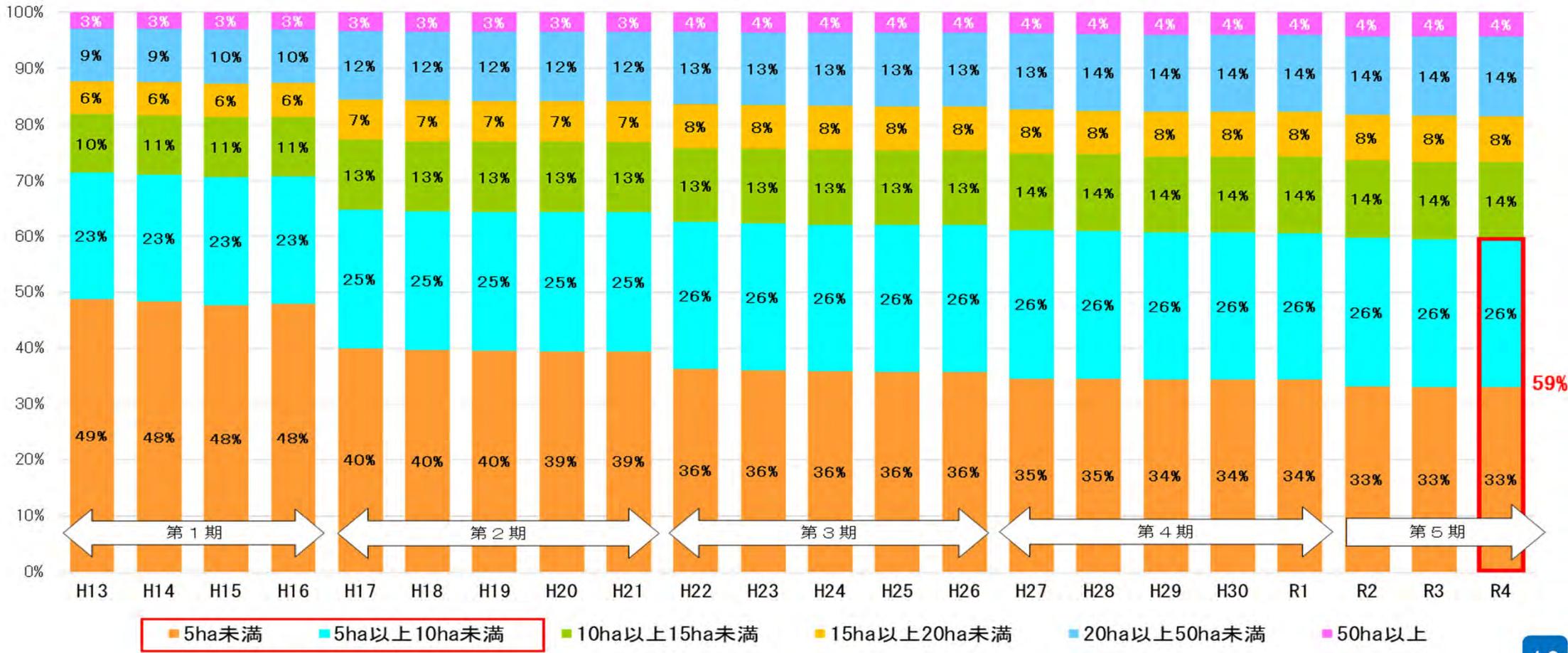
※H12年からH16年までは、協定面積の調査がないことから交付面積を使用。

# 4 協定面積規模別集落協定数の推移

協定面積規模別の集落協定数の割合については、

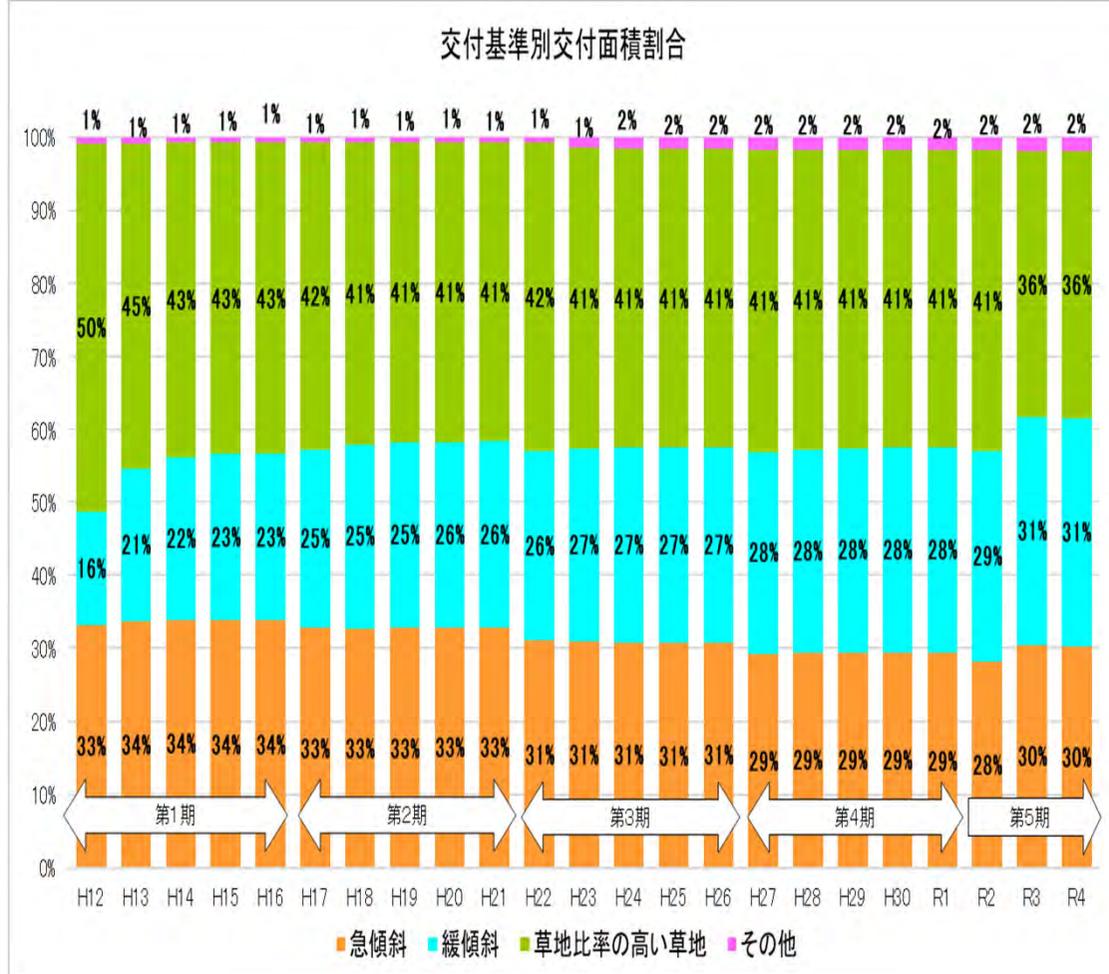
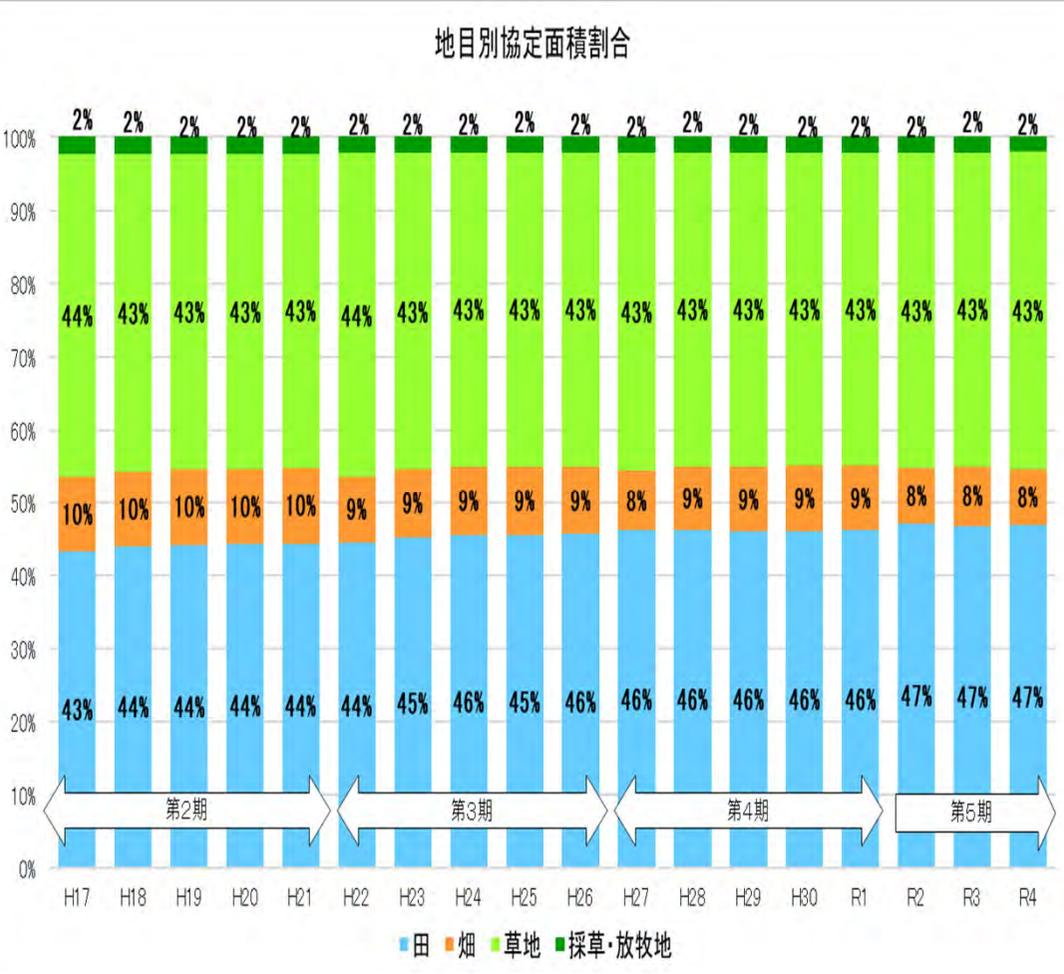
- 5ha未満の階層は、第1期対策以降、減少傾向にあり、R4年度には33%となっているものの、現在も大きなウェイトを占めている。
- 5ha以上10ha未満の階層は、第3期対策以降、26%で推移しており、10ha未満の小規模協定は集落協定の約6割を占めている。
- 10ha以上のそれぞれの階層では、H13年度以降、増加傾向にあり、特に20ha以上50ha未満の階層で増加している。

協定面積規模別協定数割合（集落協定）



# 5 地目別協定面積割合・基準別交付面積割合の推移

- 地目別協定面積割合については、第2期対策の2年度目となるH18年度から田の割合が草地を逆転しており、R4年度は47%となっている。草地の割合については、43%で推移している。
- 交付基準別の交付面積割合については、草地比率の高い草地の割合がH12年度の50%から徐々に減少しており、R4年度は36%となっている。一方、緩傾斜の割合はH12年度の16%から徐々に増加しており、R4年度は31%となっている。急傾斜の割合については、30%となっている。

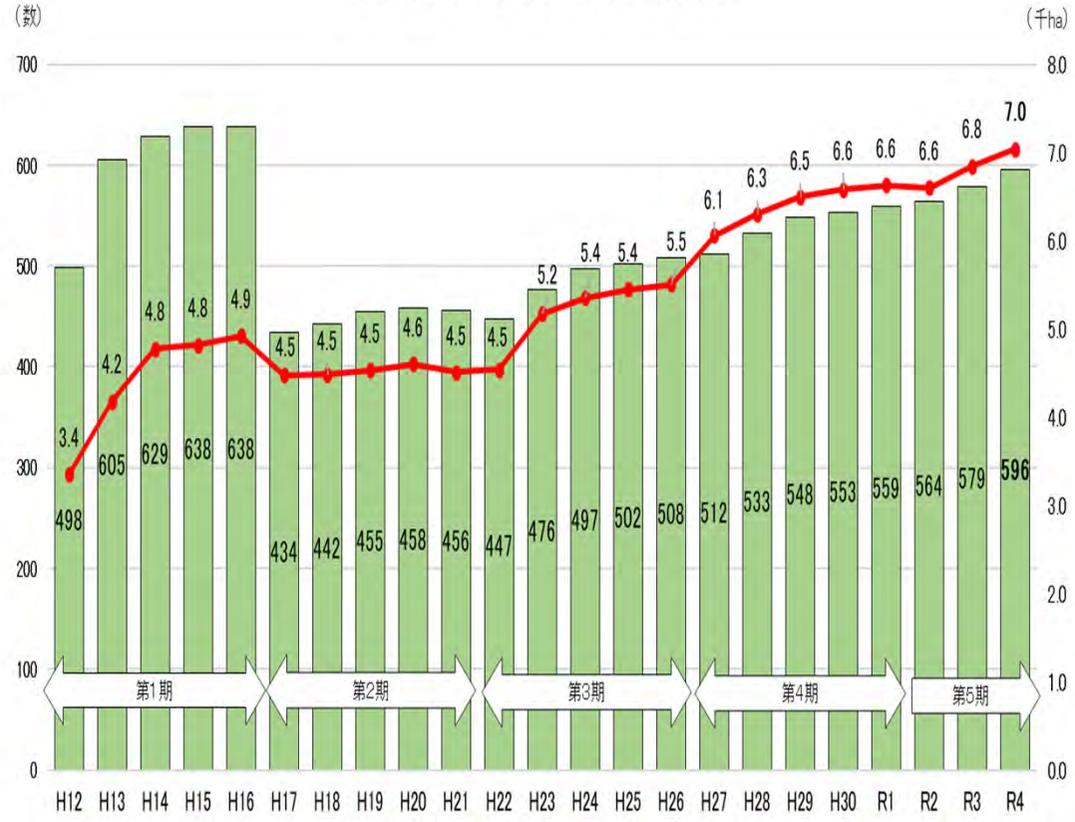


# 6 個別協定の実施状況の推移

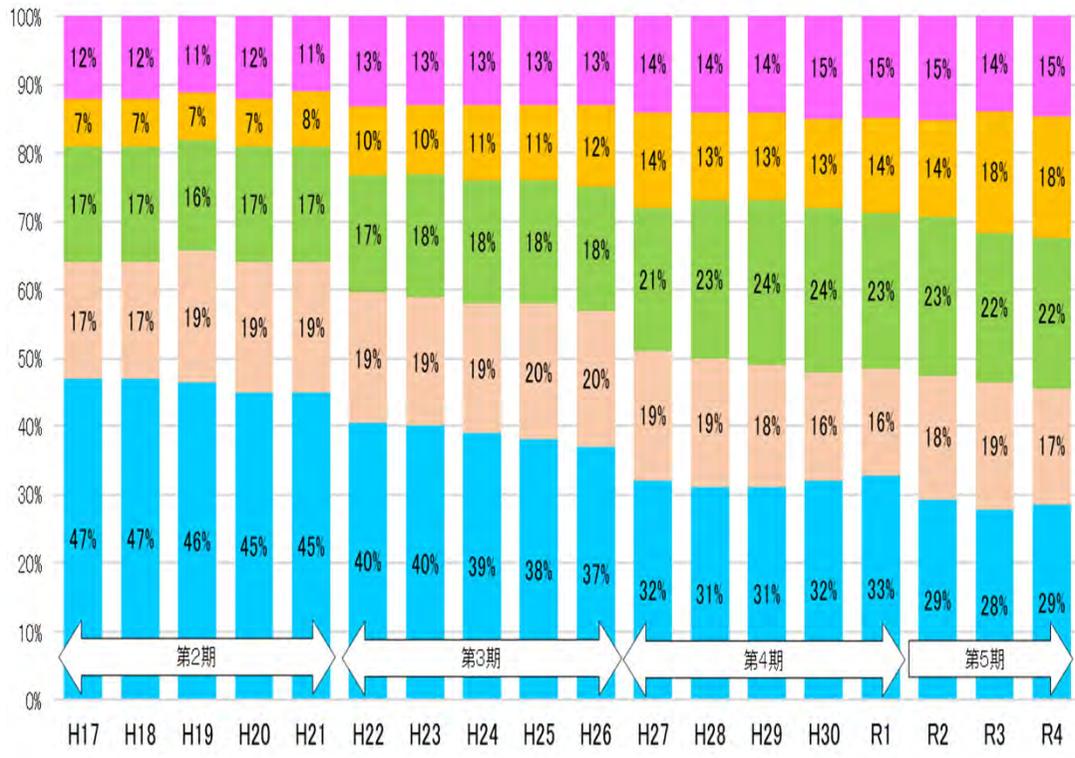
個別協定については、

- 協定数は、第2期対策以降増加傾向にあり、R4年度は第2期対策以降最高の596協定となっている。
- 協定面積も協定数と同様の傾向にあり、R4年度は7千haとなっている。
- 協定面積規模別の協定数割合は、3ha未満の協定はH17年度には47%あったものの、R4年度には29%となっている。  
一方で、10ha以上20ha未満の協定は第2期以降増加傾向にあり、R4年度には18%となっており、面積規模の大きな協定の割合が増加している。

協定数及び協定面積の推移(個別協定)



協定面積規模別協定数の推移(個別協定)



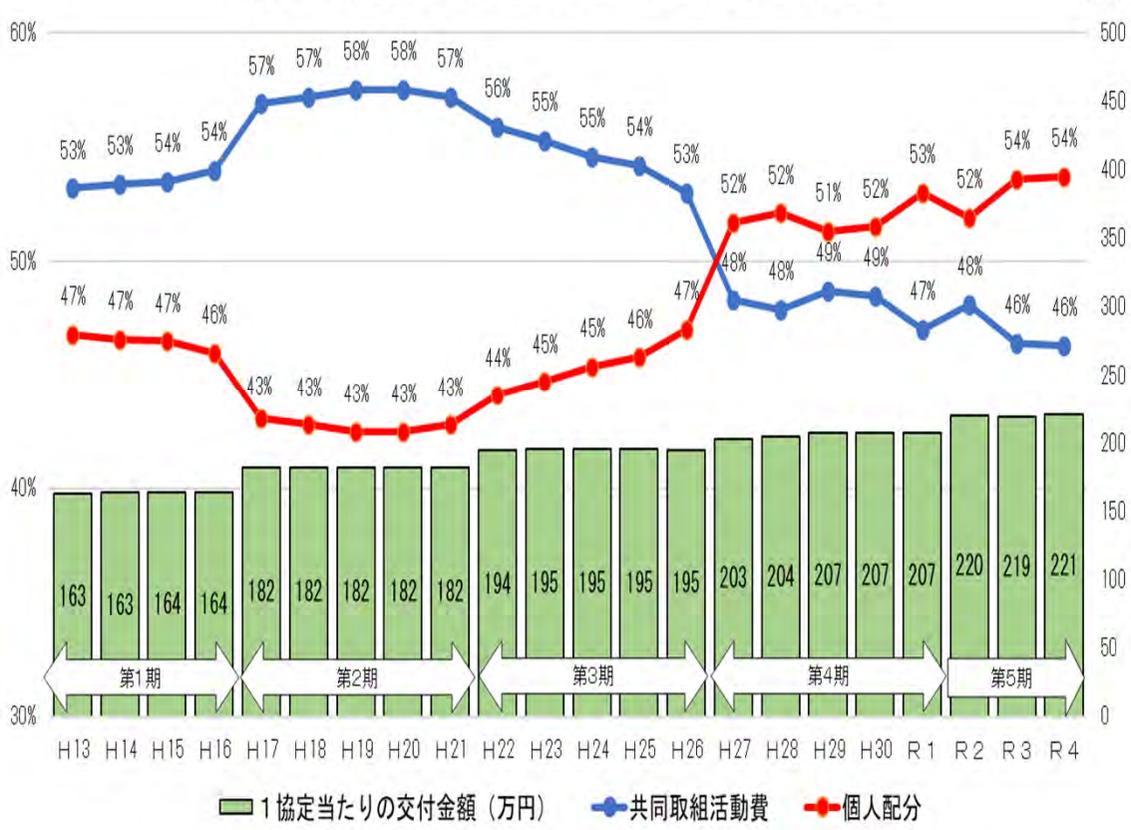
※H12年からH16年までは交付面積

■ 協定数    ● 協定面積

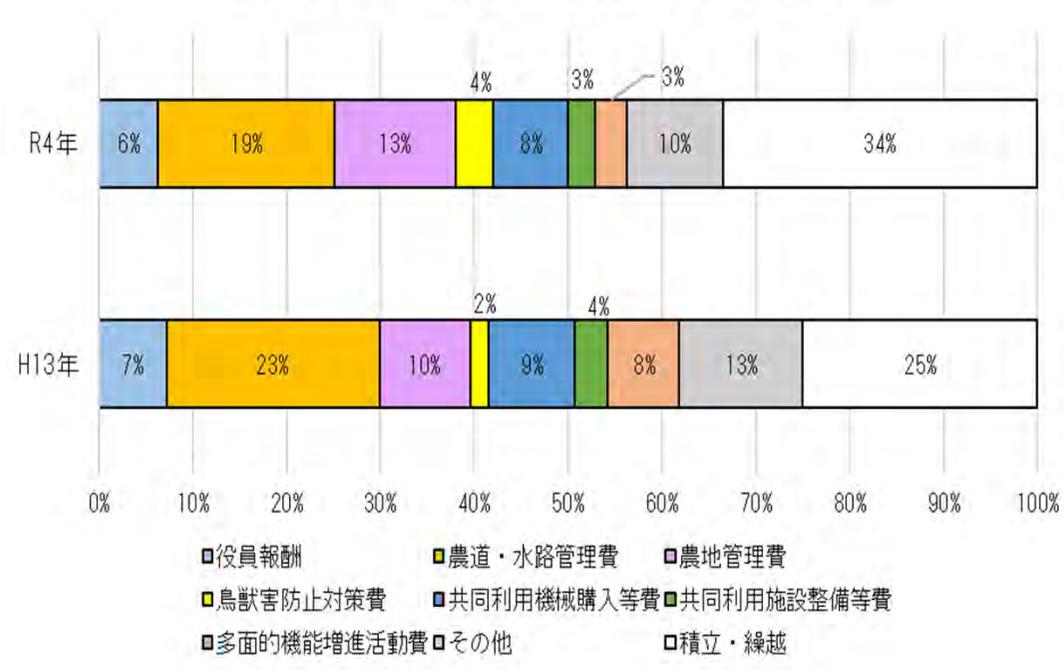
■ 3ha未満   ■ 3ha以上5ha未満   ■ 5ha以上10ha未満   ■ 10ha以上20ha未満   ■ 20ha以上

# 7 交付金の配分割合の推移と使用（集落協定）

交付金配分割合と1協定当たりの交付金額の推移（集落協定）



共同取組活動費に配分された交付金の使用（集落協定）



※1:「農地管理費」は、畦畔の管理や法面点検、耕作放棄地の復旧等の農地管理に係る費用。  
 ※2:「多面的機能増進活動費」は、多面的機能の増進につながる活動に係る費用。  
 ※3:「その他」は、研修会費、土地利用関係調整費、都市住民との交流促進関係費等の費用。

## 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用における交付金の配分割合について

- 第1期対策（平成12年度～平成16年度）  
 第2期対策（平成17年度～平成21年度）
  - ・市町村は、協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、集落が交付金の交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てるよう指導する。
- 第3期対策（平成22年度～26年度）  
 第4期対策（平成27年度～令和元年度）
  - ・市町村は、条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金の交付額の概ね1/2以上を個人配分に充てることが原則であること、なお、交付金の使用は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。
- 第5期対策（令和2年度～）
  - ・市町村は、交付金の使用は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。

# 8 R4年度実施状況の概要（協定数・協定面積、交付面積、加算の実施状況）

## 1 協定数

	計	基礎単価		体制整備単価		集落協定		個別協定	
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価
R3年度	24,171	5,608	18,563	23,592	5,518	18,074	579	90	489
<b>R4年度</b>	<b>24,312</b>	<b>5,559</b>	<b>18,753</b>	<b>23,716</b>	<b>5,467</b>	<b>18,249</b>	<b>596</b>	<b>92</b>	<b>504</b>
差	141	▲ 49	190	124	▲ 51	175	17	2	15

## 2 協定面積

単位: ha

	計	基礎単価		体制整備単価		集落協定		個別協定	
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価
R3年度	652,562	49,247	603,315	645,715	48,614	597,101	6,847	633	6,214
<b>R4年度</b>	<b>656,320</b>	<b>48,726</b>	<b>607,594</b>	<b>649,278</b>	<b>48,071</b>	<b>601,207</b>	<b>7,042</b>	<b>655</b>	<b>6,387</b>
差	3,758	▲ 521	4,279	3,563	▲ 543	4,106	195	22	173

## 3 交付面積

単位: ha

	計	基礎単価		体制整備単価		集落協定		個別協定	
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価
R3年度	596,514	49,092	547,423	589,679	48,470	541,209	6,836	622	6,213
<b>R4年度</b>	<b>602,091</b>	<b>48,587</b>	<b>553,503</b>	<b>595,080</b>	<b>47,942</b>	<b>547,138</b>	<b>7,010</b>	<b>645</b>	<b>6,365</b>
差	5,577	▲ 505	6,080	5,401	▲ 528	5,929	174	23	152

## 4 加算の実施状況

単位: ha

	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	交付面積	協定数	交付面積	協定数	交付面積	協定数	交付面積	協定数	交付面積
R3年度	314	5,978	1,836	14,960	215	10,127	456	21,649	1,483	47,137
<b>R4年度</b>	<b>349</b>	<b>6,686</b>	<b>1,844</b>	<b>14,969</b>	<b>229</b>	<b>10,975</b>	<b>513</b>	<b>23,352</b>	<b>1,601</b>	<b>49,702</b>
差	35	708	8	9	14	848	57	1,703	118	2,565

R4年度の実施状況については、

- 協定数は、24,312協定で、市町村の働きかけなどにより、前年度から141協定増加している。
- 協定面積は、656,320haで、協定数の増加により、前年度から3,758ha増加している。
- 交付面積は、602,091haで、資材等の価格高騰による所得超過者の減少による交付対象者の増加により、前年度から5,577ha増加している。
- 加算の実施状況は、超急傾斜農地保全管理加算が1,844協定で最も利用されており、5つの加算すべてにおいて、協定数・交付面積ともに前年から増加している。

(参考) 中山間地域等直接支払交付金の都道府県別実施状況 (R4年度)

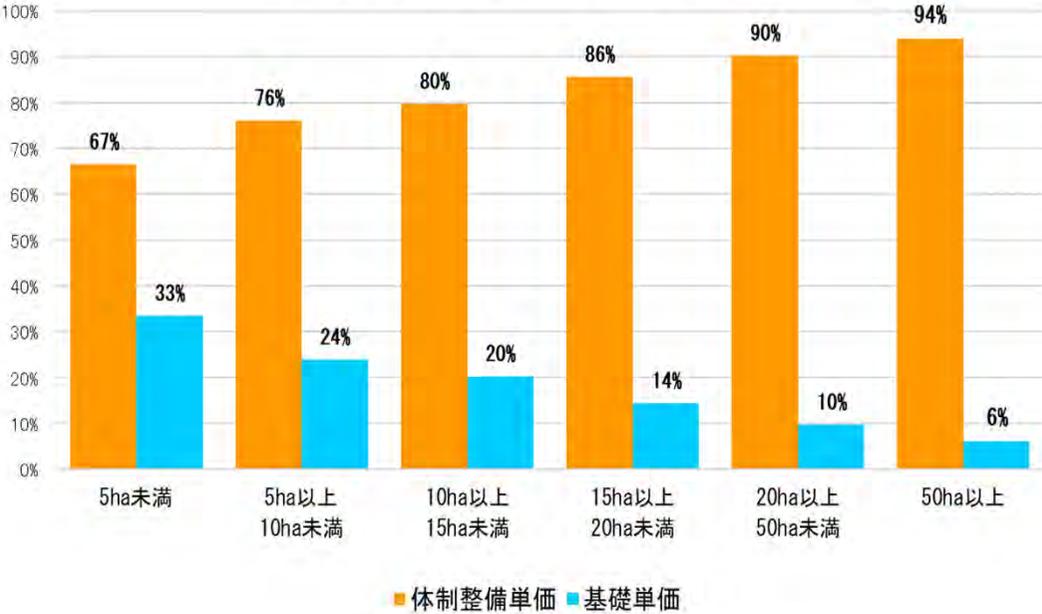
都道府県	協定数	協定面積 (ha)	交付面積 (ha)	交付金額(百万円)
北海道	328	322,644	268,828	7,505
青森県	441	8,761	8,761	834
岩手県	1,073	23,469	23,468	3,614
宮城県	216	2,296	2,234	338
秋田県	486	9,895	9,895	1,045
山形県	489	9,006	8,992	1,298
福島県	1,082	15,288	15,281	1,930
東北	3,787	68,716	68,631	9,060
茨城県	89	521	521	52
栃木県	134	2,197	2,197	250
群馬県	172	1,403	1,403	187
埼玉県	51	316	316	28
千葉県	123	931	928	119
東京都	0	0	0	0
神奈川県	8	44	43	3
山梨県	299	3,519	3,519	487
長野県	1,020	9,252	9,252	1,700
静岡県	174	2,125	2,106	210
関東	2,070	20,308	20,285	3,037
新潟県	780	22,667	22,667	3,481
富山県	318	4,905	4,905	826
石川県	442	5,171	5,169	712
福井県	267	2,410	2,410	423
北陸	1,807	35,152	35,150	5,442
岐阜県	863	9,135	9,135	1,321
愛知県	276	1,866	1,866	220
三重県	229	2,161	2,160	303
東海	1,368	13,161	13,160	1,844

都道府県	協定数	協定面積 (ha)	交付面積 (ha)	交付金額(百万円)
滋賀県	180	2,573	2,538	363
京都府	495	5,149	5,144	678
大阪府	1	16	16	3
兵庫県	610	5,825	5,825	1,138
奈良県	296	2,761	2,761	335
和歌山県	559	9,108	9,011	1,181
近畿	2,141	25,432	25,295	3,698
鳥取県	616	7,846	7,845	1,129
島根県	1,064	12,103	12,103	2,038
岡山県	1,258	11,844	11,844	1,856
広島県	1,515	20,387	20,360	2,750
山口県	756	11,686	11,654	1,480
徳島県	411	2,499	2,499	330
香川県	399	2,521	2,521	366
愛媛県	785	10,629	10,628	1,514
高知県	544	6,506	6,505	973
中国四国	7,348	86,021	85,960	12,435
福岡県	529	4,986	4,904	715
佐賀県	463	6,579	6,578	1,110
長崎県	930	9,393	9,393	1,435
熊本県	1,319	31,615	31,601	2,505
大分県	1,224	15,764	15,760	2,457
宮崎県	349	5,228	5,227	843
鹿児島県	636	7,137	7,132	758
九州	5,450	80,701	80,596	9,823
沖縄県	13	4,185	4,185	136
都府県	23,984	333,676	333,262	45,476
全国計	24,312	656,320	602,091	52,981

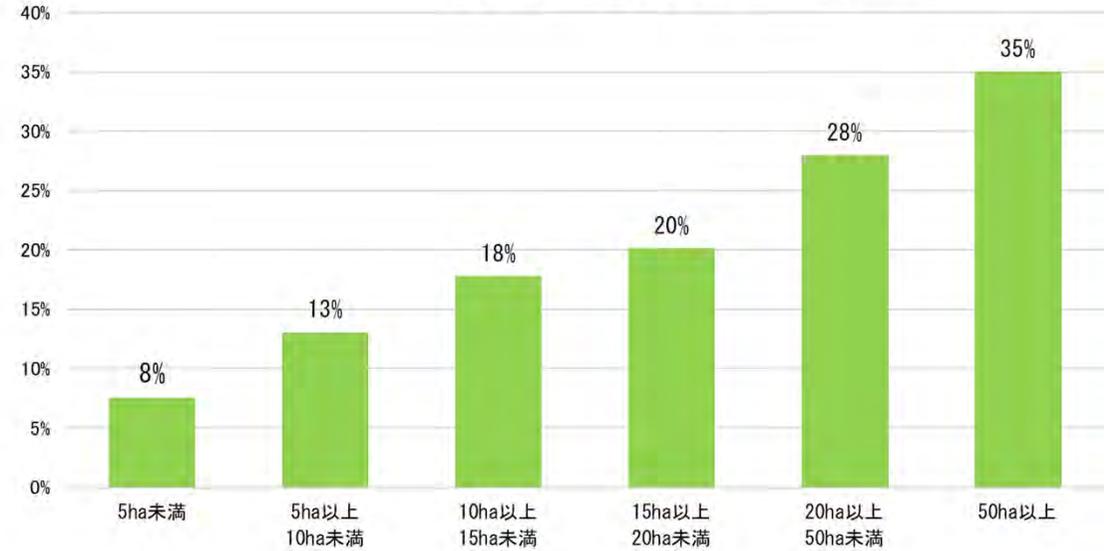
# 9 協定面積規模別の加算等実施協定数の割合（R4年度集落協定）

- R4年度の体制整備単価の実施割合は、5ha未満の階層が最も低く67%で、面積規模が大きくなるほど実施割合は高くなり、50ha以上では94%となっている。
- R4年度に加算を実施した集落協定数の割合は、5ha未満の階層が最も低く8%で、面積規模が大きくなるほど実施割合は高くなり、50ha以上では35%となっている。面積規模の大きな協定では、協定参加者も多いことから、多様な人材を活かした活動が可能となっている。

体制整備単価、基礎単価別集落協定数の割合（R4年）



加算実施集落協定数の割合（R4年）



R4年度 体制整備単価・基礎単価別集落協定数

	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 50ha未満	50ha以上	計
計	7,851	6,244	3,294	1,932	3,362	1,033	23,716
体制整備単価	5,222	4,747	2,624	1,653	3,033	970	18,249
基礎単価	2,629	1,497	670	279	329	63	5,467

R4年度 加算実施集落協定数

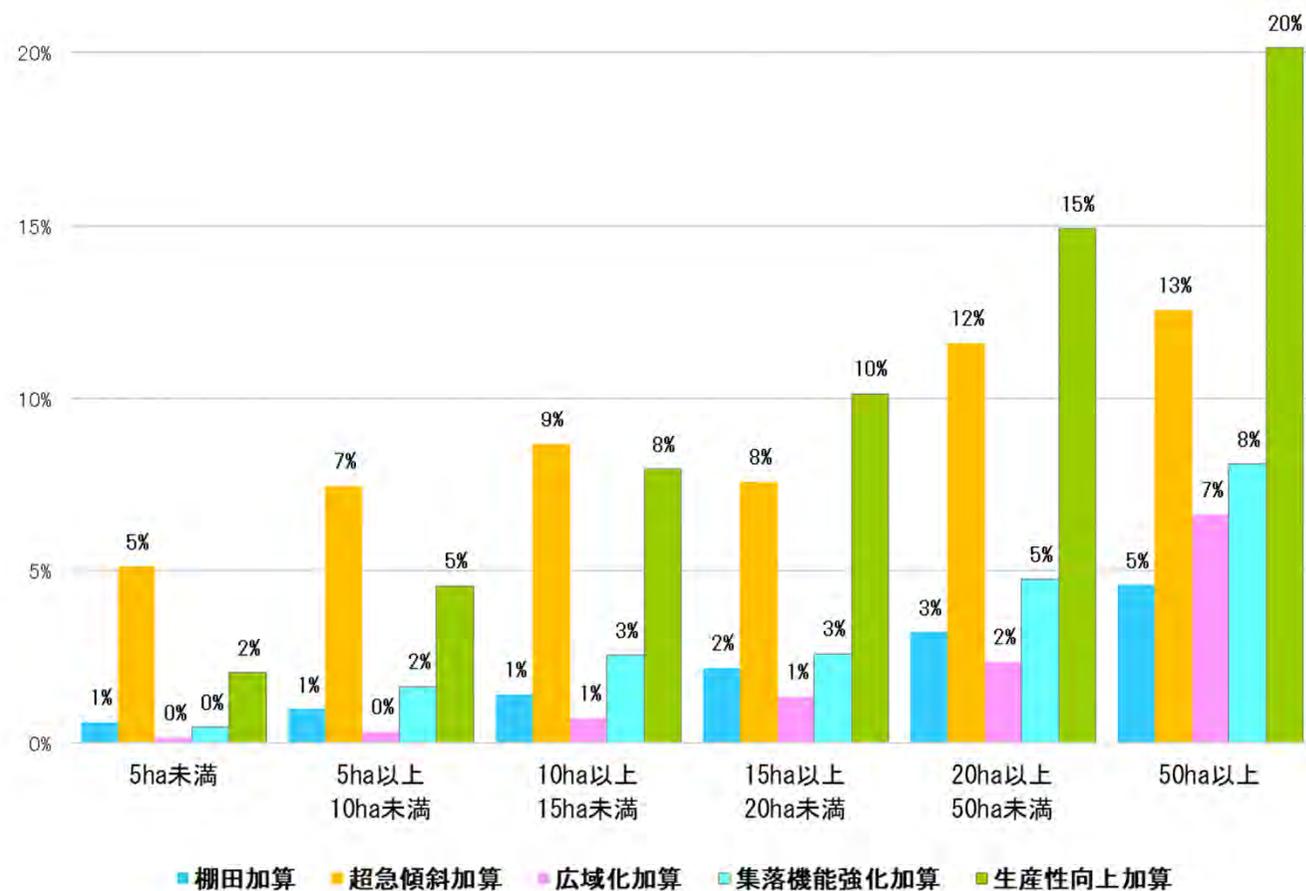
	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 50ha未満	50ha以上	計
計	7,851	6,244	3,294	1,932	3,362	1,033	23,716
加算実施集落協定	595	816	587	389	942	362	3,691

# 10 加算別実施協定数の割合（R4年度集落協定数）

○ R4年度に集落協定が最も利用した加算は、超急傾斜農地保全管理加算で、1,810協定が実施しており、交付面積規模別には5ha未満の階層では5%、50ha以上では13%の集落協定が実施している。

次いで、生産性向上加算が1,601協定で、交付面積規模別には5ha未満の階層では2%と低いものの、50ha以上では20%となっている。

R4年度 交付面積規模別の加算実施集落協定数の割合



R4年度 交付面積規模別の加算実施集落協定数

	計	交付面積規模別						1集落協定当たり	
		5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上50ha未満	50ha以上	交付面積 (ha)	交付金額 (万円)
集落協定計	23,716	7,857	6,247	3,292	1,933	3,309	1,028		
加算実施集落協定	3,691	595	818	586	390	941	361	27	88
棚田加算	349	47	61	46	42	106	47	19	214
超急傾斜加算	1,810	401	465	285	146	384	129	8	48
広域化加算	229	12	21	24	26	78	68	48	97
集落機能強化加算	513	37	102	84	50	157	83	46	64
生産性向上加算	1,601	160	284	261	196	493	207	31	67

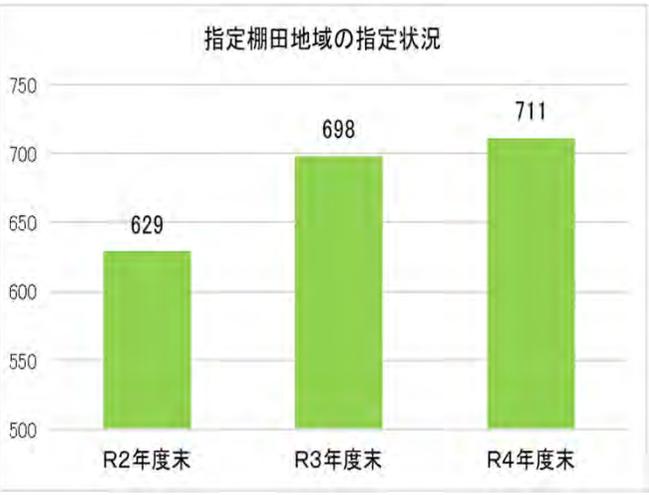
# 11 指定棚田地域等の状況及び棚田地域振興活動加算の取組状況

- R1年に棚田地域振興法（以下「棚田法」という。）が施行され、第5期対策から本制度の対象地域に指定棚田地域が追加された。R4年度末の指定棚田地域は711地域で、前年度末から2%増加している。
- 指定棚田地域については、指定棚田地域振興活動計画（以下「棚田活動計画」という。）の認定を受けることにより、棚田地域振興活動加算（以下「棚田加算」という。）の実施を可能としている。
- R4年度末の棚田活動計画の認定地域は179地域で、前年度末から8%増加している。
- R4年度の棚田加算の実施状況は、349協定が7千haで実施しており、順調に増加している。

指定棚田地域と棚田振興活動加算の状況

単位:ha

	棚田地域振興法					集落協定の状況								
	指定棚田地域数		棚田活動計画認定数			集落協定の状況			棚田地域振興活動加算			集落協定に占める棚田加算の割合		
	市町村数	地域数	市町村数	計画数	地域数				市町村数	協定数	交付面積	市町村数	協定数	交付面積
R2年度末	185	629	82	102	215	990	23,421	632,309	73	246	4,609	7.4%	1.1%	0.7%
R3年度末	215	698	138	166	380	996	23,592	589,679	102	314	5,978	10.2%	1.3%	1.0%
R4年度末	235	711	157	179	427	998	23,716	595,080	112	349	6,686	11.2%	1.5%	1.1%
増減割合 (R4/R3)	109.3%	101.9%	113.8%	107.8%	112.4%	100.2%	100.5%	100.9%	109.8%	111.1%	111.8%			



# 12 1 集落協定当たりの実施状況 (R4年度)

1 集落協定当たりの実施状況については、

- 協定農用地面積は、平均が27.3haで、加算実施協定も27.3haであった。面積規模別では、5ha未満が3.0haと最も少なく、次いで5～10haが7.2haとなっている。
- 協定参加者数は、平均が21.2人で、加算実施協定が30.2人であった。面積規模別では、5ha未満が9.0人と最も少なく、次いで5～10haが15.7人となっている。

集落協定の姿(R4年度)

	集落協定数	協定農用地面積(ha) (※加算措置については加算の交付面積)	交付面積(ha)	交付金額(百万円)	1集落協定当たりの状況						
					協定農用地面積(ha) (※加算措置については加算の交付面積)	協定参加者の状況				交付金額(万円)	共同取組活動費の割合
						協定参加者数(人)	非農家の割合	64歳以下の割合	75歳以上の割合		
集落協定計(平均)	23,716	649,278	595,080	52,366	27.3	21.2	4.5%	34.8%	24.9%	220.8	46.3%
基礎単価	5,467	48,071	47,942	4,980	8.8	15.6	2.5%	32.6%	27.4%	91.1	41.0%
体制整備単価	18,249	601,207	547,138	47,386	33.0	22.9	4.9%	35.5%	24.1%	259.7	46.9%
加算措置の実施集落協定	3,691	100,694	100,537	16,242	27.3	30.2	5.4%	35.0%	24.6%	440.0	50.9%
棚田加算	349	6,686	6,686	2,641	19.2	41.4	8.8%	35.7%	23.9%	756.7	57.9%
超急傾斜加算	1,810	14,969	14,969	7,025	8.3	28.3	3.6%	34.2%	25.7%	388.1	43.6%
広域化加算	229	10,975	10,975	1,965	47.9	55.5	9.4%	33.6%	24.7%	858.1	52.9%
集落機能強化加算	513	23,352	23,352	3,328	45.5	39.5	6.6%	36.3%	23.9%	648.7	59.1%
生産性向上加算	1,601	49,702	49,702	7,787	31.0	30.4	5.5%	35.8%	23.4%	436.4	57.7%
加算未実施集落協定	20,025	548,584	494,543	36,124	27.4	19.5	4.2%	34.8%	24.9%	180.4	44.6%
面積規模別											
5ha未満	7,851	23,454	23,459	3,625	3.0	9.0	3.2%	33.7%	25.6%	46.2	44.2%
5ha～10ha	6,244	45,155	45,172	6,652	7.2	15.7	3.7%	34.3%	25.4%	106.5	45.3%
10ha～15ha	3,294	40,433	40,403	5,810	12.3	21.5	5.1%	34.8%	25.1%	176.4	46.8%
15ha～20ha	1,932	33,483	33,501	4,800	17.3	26.6	4.3%	35.4%	24.5%	248.4	47.0%
20ha～50ha	3,362	100,259	100,156	14,374	29.8	37.2	5.1%	35.9%	23.9%	427.5	46.7%
50ha以上	1,033	406,494	352,389	17,104	393.5	84.0	5.0%	41.7%	19.1%	1655.8	47.7%

※加算の協定面積は、加算の対象となった交付面積(公表値)ではなく、加算を実施した協定の協定農用地面積であるため、公表値とは一致しない。

※集落協定数、交付金額における「面積規模別」の面積指標は、「協定面積」を使用。